

小田南公園整備工事における地中埋設物に関する Q & A

Q なぜ今まで地中埋設物の存在が分からなかったのか？

A 昭和 54 年度から昭和 61 年度にかけて現在の小田南公園の土地を取得した時点では、既に更地であったため、今回の地中埋設物を確認することはできなかったものと考えられます。

Q 市の負担額はいつごろ確定するのか？

A 小田南公園整備工事が完了する令和 7 年 2 月以降、小田南公園整備工事の全体の精算が完了する時期になる予定です。

Q この件で工事期間に影響はあるのか？

A 現在のところ、令和 7 年 2 月の完成予定に変更はありません。

Q ここまで処分費が高額となる原因は？

A 地中埋設物の量が膨大であることに加え、コンクリートとレンガをセメントで接着した構造物及びその破砕ガラであったため、コンクリートとレンガの分別が困難であり、処分地の受入額が高額になることが主な理由です。

Q なぜ尼崎市が費用負担しなければならないのか？

A 今回判明した地中埋設物は小田南公園を整備する前の利用方法に由来するものですが、土地を取得してから、小田南公園として 30 年以上使われ続けており、前土地所有者に対して法的な責任を問うことはできず、現在の土地所有者である尼崎市が、これらを適正に処分する責任を有しております。

なお、現在、小田南公園の整備工事を実施している阪神電気鉄道(株)が撤去及び処分し、その費用を尼崎市が負担します。

Q 地中埋設物は今回の工事ですべて撤去されるのか？

A 今回の工事において判明した地中埋設物は『破砕されたがれきの状態のもの』と『従前建物の基礎構造物がそのままの状態に残っているもの』に大別され、前者については土砂掘削作業に伴って出土したものをすべてを産業廃棄物として適正に処分します。

敷地全体にも埋まっている可能性はありますが、全量を把握することは現実的には不可能なため、将来、確認できた場合に適正に処分することとしております。

次に後者については、すべてを撤去した場合、周辺環境への悪影響(地下水の移動による地盤の変動など)を及ぼす恐れがあることから、工事に支障となる部分のみを撤去し産業廃棄物として適正に処分するとともに、その他は存置した上で、位置等を記録し保存する等、適切に管理します。

Q 阪神タイガースファーム整備事業が無ければ費用負担の必要はなかったのではないか？

A 地中埋設物については本市が今後、公園整備を行っていたとしても支障となるものであり、撤去処分を行う必要があったものです。

今回についても、公園整備を行う中で支障となるものであるため、土地所有者である本市に費用を負担する責任があります。

Q 阪神タイガースファーム施設の整備事業を中止する考えはないのか？

A この事業は、阪神タイガースファーム施設の整備をきっかけとして、周辺の公園緑地等の公共空間をリニューアルすることで、にぎわいを創出するとともに、地域の防災機能を向上する事業であり、さらに阪神グループと協力しながら、基金創設により寄付金を募ることや、オリジナルグッズの販売等の実現に向けて検討も進めるなど、当該事業の実施にともない財政的なデメリットはないものと考えております。また、経済効果も見込まれ地域活性化につながるものと考えております。

Q もっと早く市民説明会を開催すべきだったのではないか？

A 令和 5 年 12 月の市議会において補正予算案が可決されたことを受け、1 月に市ホームページにおいて市民の皆様へ広く周知を図ったところですが、説明会については、『市報あまがさき』も活用し、更なる周知を図る必要があると考え、十分な案内期間、募集期間を設けるため、この時期での開催となりました。

以上